

愛媛県報

発行 愛媛 媛 県

平成24年3月16日金曜日 第2351号

\Diamond	目	次	\Diamond
	告	示	

一部事務組合を組織する地方公共団体の数の増減、一部事務組合 の共同処理する事務の変更及び一部事務組合の規約の変更の許可... 202 騒音規制法第3条第1項の規定に基づく地域の指定の一部改正..... 202 騒音規制法第17条第1項の規定に基づく指定地域内における自動 車騒音の限度を定める総理府令に基づく区域の指定の一部改正..... 203 騒音環境基準地域の類型の指定の一部改正......203 悪臭防止法に基づく規制地域の指定の一部改正......203 悪臭防止法に基づく規制地域における規制基準の一部改正......203 振動規制法の規定に基づく地域の指定、振動規制法の規定に基づ く地域指定における規制基準、振動規制法施行規則の規定に基づ く区域の指定及び振動規制法施行規則別表第2の規定に基づく区 保安林の指定施業要件の変更予定に係る掲示(2件)......204 漁船損害等補償法に基づく付保義務の発生......205 基本測量の終了の通知(3件)......206 市営土地改良事業の施行の同意......206 道路の区域変更(県道今治波方港線)......206 道路の供用開始(県道今治波方港線)......207 市営土地改良事業の施行の関係書類の縦覧.......207 開発行為に関する工事の完了(2件)......207 第2351号

告示

○愛媛県告示第317号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第286条第1項本文の規定により、次のとおり大洲・喜多衛生事務組合の共同処理する事務の変更及び同組合の規約の変更を許可した。

平成24年3月16日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 変更事項

(1) 事務の変更事項

内子町小田地域(平成16年12月31日現在における上浮穴郡小田町の区域をいう。)におけるし尿処理施設の設置及び管理運営に関する事務、し尿及び浄化槽に係る汚泥に関する事務並びに浄化槽清掃業の許可に関する事務の追加

(2) 規約の変更事項 上記の事務の変更事項に係る規定の変更

2 変更年月日

- (1) 事務の変更年月日
 - 平成24年4月1日
- (2) 規約の変更年月日 平成24年4月1日
- 3 変更許可年月日

平成24年3月8日

○愛媛県告示第318号

騒音規制法第3条第1項の規定に基づく地域の指定(平成9年4月愛媛県告示第546号)の一部を次のように改正し、平成24年4月1日から施行する。

平成24年3月16日

愛媛県知事 中 村 時 広

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
指定地域の範囲	指定地域の範囲
	宇和島市(別添第1図のうち、着色した部分)
	八幡浜市(別添第2図のうち、着色した部分)
	西条市(別添第3図のうち、着色した部分)
	大洲市(別添第4図のうち、着色した部分)
	伊予市(別添第5図のうち、着色した部分)
	四国中央市(別添第6図のうち、着色した部分)
	東温市(別添第7図のうち、着色した部分)
伊予郡松前町(<u>別添図面</u> のうち、着色した部分)	伊予郡松前町(<u>別添第8図</u> のうち、着色した部分)
指定地域を示す関係図面は、省略する。	指定地域を示す関係図面は、省略する。

別添第1図から別添第7図までを削り、別添第8図を別添図面に改める。

○愛媛県告示第319号

騒音規制法第17条第1項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める総理府令に基づく区域の指定(平成12年3月愛媛県告示第543号)の一部を次のように改正し、平成24年4月1日から施行する。

平成24年3月16日

愛媛県知事 中 村 時 広

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前		
省令別表備考の区域の区分	省令別表備考の区域の区分		
1 a 区域	1 a区域		
騒音環境基準地域の類型の指定(平成11年3月愛媛県告示第	騒音環境基準地域の類型の指定(平成11年3月愛媛県告示第		
380号。以下「平成11年類型指定」という。)による地域の類型	380号。以下「平成11年類型指定」という。)による地域の類型		
A を当てはめる地域	A を当てはめる地域 <u>(松山市、今治市及び新居浜市の地域を除</u>		
	<u><.)</u>		
2 b 区域	2 b 区域		
平成11年類型指定による地域の類型 B を当てはめる地域	平成11年類型指定による地域の類型 B を当てはめる地域 <u>(松山</u>		
	市、今治市及び新居浜市の地域を除く。)		
3 c 区域	3 c 区域		
平成11年類型指定による地域の類型 C を当てはめる地域	平成11年類型指定による地域の類型 C を当てはめる地域 <u>(松山</u>		
	市、今治市及び新居浜市の地域を除く。)		

○愛媛県告示第320号

騒音環境基準地域の類型の指定(平成11年3月愛媛県告示第380号)の一部を次のように改正し、平成24年4月1日から施行する。 平成24年3月16日

愛媛県知事 中 村 時 広

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
1~3 省略	1~3 省略
(その関係図面は、省略し、これらの図面は、愛媛県庁及び <u>松前</u>	(その関係図面は、省略し、これらの図面は、愛媛県庁及び <u>関係</u>
町役場 に備えて一般の縦覧に供する。)	市町の市役所又は役場に備えて一般の縦覧に供する。)

松山市、今治市、宇和島市、八幡浜市、新居浜市、西条市、大洲市、伊予市、四国中央市及び東温市に係る関係図面を削る。

○愛媛県告示第321号

悪臭防止法に基づく規制地域の指定(平成16年3月愛媛県告示第659号)の一部を次のように改正し、平成24年4月1日から施行する。 平成24年3月16日

愛媛県知事 中 村 時 広

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
指定地域の範囲	指定地域の範囲
	西条市(別添第1図のうち、着色した部分)
	四国中央市(別添第2図のうち、着色した部分)
松前町(<u>別添図面</u> のうち、着色した部分)	松前町(<u>別添第3図</u> のうち、着色した部分)
(指定地域を示す関係図面は、省略し、これらの図面は、愛媛県	(指定地域を示す関係図面は、省略し、これらの図面は、愛媛県
庁及び松前町役場 に備えて一般の縦覧に供する。)	庁及び関係市町の市役所又は役場に備えて一般の縦覧に供する。)

別添第1図及び別添第2図を削り、別添第3図を別添図面に改める。

○愛媛県告示第322号

悪臭防止法に基づく規制地域における規制基準(平成16年3月愛媛県告示第660号)の一部を次のように改正し、平成24年4月1日から

施行する。

平成24年3月16日

愛媛県知事 中 村 時 広

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
1~3 省略	1~3 省略
(指定地域を示す関係図面は、省略し、これらの図面は、愛媛県	(指定地域を示す関係図面は、省略し、これらの図面は、愛媛県
庁及び松前町役場 に備えて一般の縦覧に供する。)	庁及び関係市町の市役所又は役場に備えて一般の縦覧に供する。)

西条市及び四国中央市に係る関係図面を削る。

○愛媛県告示第323号

次に掲げる告示は、平成24年3月31日限り廃止する。 平成24年3月16日

愛媛県知事 中 村 時 広

(1) 振動規制法の規定に基づく地域の指定(平成9年4月愛媛県告 示第550号)

- (2) 振動規制法の規定に基づく地域指定における規制基準(平成9年4月愛媛県告示第551号)
- (3) 振動規制法施行規則の規定に基づく区域の指定(平成9年4月 愛媛県告示第552号)
- (4) 振動規制法施行規則別表第2の規定に基づく区域及び時間の指定(平成9年4月愛媛県告示第553号)

○愛媛県告示第324号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)附則第5条第4項の規定により法第6条第2項の規定による届出と みなされる法附則第5条第1項の規定による変更に係る事項の届出があったので、法第6条第3項において準用する法第5条第3項の規定 に基づき、次のとおり告示する。

当該届出及び法第6条第3項において準用する法第5条第2項の添付書類は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び南予地方局産業経済部八幡浜支局商工観光室並びに西予市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

平成24年3月16日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所 在地	変 更 後	変更する 年 月 日	届出日日		
フジマート野村店	西予市野村町野村12 号716番地	大規模小売店舗において小売 業を行う者の閉店時刻 午後7時		午後9時	平成24年 4月6日	平成24年 3月8日
		来客が駐車場を利用すること ができる時間帯	午前 8 時30分から午 後 7 時30分まで	午前 8 時30分から午 後 9 時30分まで		

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び南予地方局産業経済部八幡浜 支局商工観光室並びに西予市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

- (1) 意見書に記載すべき事項
 - ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 - イ 当該大規模小売店舗の名称
 - ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見
- (2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第325号

平成24年3月6日県営中山間地域総合整備事業東宇和西部地区 (伊延東工区)の換地計画に基づく換地処分を行ったので、土地改 良法(昭和24年法律第195号)第89条の2第10項において準用する 同法第54条第4項の規定により公告する。

平成24年3月16日

愛媛県知事 中 村 時 広

○愛媛県告示第326号

保安林の指定施業要件の変更する件(平成23年4月農林水産省告示第825号)に係る通知の相手方又はその所在が不分明であるので、 森林法(昭和26年法律第249号)第189条の規定により、その通知の 内容を大洲市役所の掲示場に掲示するとともに、次のとおりその要旨を告示する。

平成24年3月16日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び不分明又は所 在が不分明である通知の相手方

保安林の所在場所	不分明又は所在が不分明であ る通知の相手方	備 考
大洲市河辺町北平3946	大洲市河辺町北平3637 山 崎 美智子	森林所有者
大洲市河辺町北平4041	大洲市河辺町北平3637 山 崎 八重美	"
大洲市河辺町北平2129	上浮穴郡浮穴村大字北平乙42 50 寿 野 兼太郎	"
大洲市河辺町北平2145	上浮穴郡浮穴村大字北平329 番戸 本 田 倉 吉	"
大洲市河辺町北平2161、 2162	上浮穴郡浮穴村大字北平329 番戸 本 田 半 重	11
大洲市河辺町北平2234、 2235、2238、2239、2240	大洲市長浜町櫛生乙152 - 1 大 本 満 子	"
大洲市河辺町北平2234、 2235、2238、2239、2240	横浜市磯子区杉田町1568 佐 野 鳩 子	"
大洲市河辺町北平2234、 2235、2238、2239、2240	横浜市中区小港町1丁目1番地2 松木裕治	"
大洲市河辺町北平2267、 2269、2270	兵庫県武庫郡鳴尾村焼屋敷17 越 水 儀一郎	"
大洲市河辺町北平2379、 2380、2381	大阪府摂津市千里丘4-11- 3 木 村 圭 輔	II.
大洲市河辺町北平3944	喜多郡内子町内子3474番地 森田安則	<i>II</i>
大洲市河辺町北平3998、 3999	喜多郡肱川村大字北平乙3637 番地 山 崎 禮 一	II.
大洲市河辺町北平4003、 4006、4007、4008、4009、 4010、4014、4015、4016、 4018、4055	大阪府吹田市佐竹台四丁目 7 番14号 尾 花 喜久子	II
大洲市河辺町北平4003、 4006、4007、4008、4009、 4010、4014、4015、4016、 4018、4055	松山市中一万町1番地2 麻 布 地一之	II

- 2 保安林として指定された目的 水源のかん春
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所 在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以 上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種 変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種 は、次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を愛媛県庁及び大洲市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○愛媛県告示第327号

保安林の指定施業要件の変更する件(平成23年4月農林水産省告示第825号)に係る通知の相手方又はその所在が不分明であるので、

森林法(昭和26年法律第249号)第189条の規定により、その通知の 内容を鬼北町長の掲示場に掲示するとともに、次のとおりその要旨 を告示する。

平成24年3月16日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び不分明又は所 在が不分明である通知の相手方

保安林の所在場所	不分明又は所在が不分明であ る通知の相手方	備考
北宇和郡鬼北町大字父野 川下1960	宇和島市吉田町東小路甲18番葛本正志	森林所有者
北宇和郡鬼北町大字父野 川下2007、2008、2011、 2012、2013、2014、2015、 2016、2017、2018	兵庫県西宮市雲井町 2 番11 - 101号 佐々木 豊	n.
北宇和郡鬼北町大字父野 川中1140	高知県幡多郡十和村戸川649 番地 芝 道 孝	"
北宇和郡鬼北町大字父野 川中1411、1412、1413、 1414、1415	喜多郡内子町内子3474番地 森田安則	"
北宇和郡鬼北町大字父野 川中1428、1429	北宇和郡日吉村大字父野川中 300番地 道 下 盛 多	"
北宇和郡鬼北町大字日向 谷1636、1637	伊予市中山町中山358 西 岡 圭 造	II .
北宇和郡鬼北町大字日向 谷1636、1637	伊予市中山町中山358 西 岡 洋 子	"

- 2 保安林として指定された目的 水源のかん養
- 3 変更後の指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所 在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以 上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種は、次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を愛媛県庁及び鬼北 町役場に備え置いて縦覧に供する。)

○愛媛県告示第328号

漁船損害等補償法(昭和27年法律第28号)第112条の2第2項の 規定による届出を審査した結果、次の加入区について、同法第112 条第1項の規定による同意があったと認めたので、同法第112条の 2第3項及び漁船損害等補償法施行規則(昭和27年農林省令第18号) 第26条の3の規定により告示する。

平成24年3月16日

愛媛県知事 中 村 時 広

(南予地方局産業経済部管内)

岩松加入区

○愛媛県告示第329号

漁船損害等補償法(昭和27年法律第28号)第113条の2第1項第

1号の規定により、次の加入区について、漁船損害等補償法に基づく付保義務の発生(平成20年3月愛媛県告示第394号)による保険に付すべき義務は、平成24年3月15日限り消滅したので、同条第2項及び漁船損害等補償法施行規則(昭和27年農林省令第18号)第26条の3の規定により告示する。

平成24年3月16日

愛媛県知事 中 村 時 広

(南予地方局産業経済部管内)

岩松加入区

○愛媛県告示第330号

国土利用計画法(昭和49年法律第92号)第9条第1項の規定に基づき、平成14年5月31日改定した愛媛県土地利用基本計画の一部を次のように変更した。

変更後の土地利用基本計画図は、愛媛県庁、各市役所及び各町役場において一般の縦覧に供する。

平成24年3月16日

愛媛県知事 中 村 時 広

別添土地利用基本計画図の一部を次のように改める。

(図面省略)

○愛媛県告示第331号

測量法(昭和24年法律第188号)第14条第2項の規定に基づき、 国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量が終了した旨の通 知があった。

平成24年3月16日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 作業種類 基本測量(国土調査に伴う基準点測量)
- 2 作業期間 平成23年8月17日から

平成24年2月28日まで

3 作業地域 西条市、上島町

○愛媛県告示第332号

測量法(昭和24年法律第188号)第14条第2項の規定に基づき、 国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量が終了した旨の通 知があった。

- 111. - 111 - 111. - 111 - 111. - 111 - 111. -

平成24年3月16日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 作業種類 基本測量 (重点地域高精度三次元測量)
- 2 作業期間 平成23年8月1日から

平成24年2月28日まで

3 作業地域 宇和島市、愛南町

○愛媛県告示第333号

測量法(昭和24年法律第188号)第14条第2項の規定に基づき、 国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量が終了した旨の通 知があった。

平成24年3月16日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 作業種類 基本測量(電子基準点現地調查)
- 2 作業期間 平成23年9月16日から

平成24年1月31日まで

3 作業地域 松山市、宇和島市、西条市、大洲市、伊予市、西予市、東温市、伊方町、鬼北町、愛南町

○愛媛県告示第334号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第2項の規定に基づき、松山地方法務局長から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

平成24年3月16日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 作業種類 公共測量(基準点設置作業)
- 2 作業期間 平成23年11月29日から

平成24年3月7日まで

3 作業地域 松山市道後樋又、道後北代、道後緑台、道後多幸町

○愛媛県告示第335号

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための 関係法律の整備に関する法律(平成23年法律第105号)附則第33条 の規定によりなお従前の例によることとされる同法第59条の規定に よる改正前の土地改良法(昭和24年法律第195号)第96条の2第1 項の規定により、今治市から協議のあった市営土地改良事業(県単 独補助土地改良事業(かんがい排水)・野々瀬地区)の施行に平成 24年3月9日同意した。

平成24年3月16日

愛媛県東予地方局長 沖 哲 志

○愛媛県告示第336号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。 その関係図面は、東予地方局今治土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。 平成24年3月16日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	X I	間	旧・新 別	敷 地 の幅 員	延長	備考
今治市杣田字井屋ノ谷甲671番地 8 から			旧	メートル 82~94	キロメートル 0.086		
県 道	今治波方港線	同市杣田字井屋ノ谷甲665番地3まで		新	14 D~16 2	0 .086	

○愛媛県告示第337号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。 その関係図面は、東予地方局今治土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。 平成24年3月16日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路	線	名	供	用	開	始	Ø	X	間	供用開始の日
県 道	今泊	台波方河	巷線	今治市杣田字井 同市杣田字井屋							平成24年 3 月16日

○愛媛県告示第338号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、 北条市畑地帯総合土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退 任した旨の届出があった。

平成24年3月16日

愛媛県中予地方局長 岡 本 靖

就 任

役員の種類	氏	名	住	所			
理事	浅田	暢一	松山市北条辻848番地 2				
"	萩 山	勝美	松山市庄甲274番地 1				
"	仲 田	正	松山市片山361番地				
"	原田	裕三	松山市浅海原甲620番地				
"	平 石	悌 明	松山市萩原甲337番地 1				
"	横山	勝之進	松山市浅海本谷甲354番地 5				
"	村 上	勝 男	松山市浅海原甲1083番地				
# 長野		佳 彦	松山市大浦723番地				
"	田中	佳 徳	松山市猿川原甲263番地				
"	山崎	幹敏	松山市猪木甲330番地				
"	毛 利	幸男	松山市院内甲32番地				
"	森	幹治	松山市八反地甲678番地				
"	石 橋	仁 志	松山市河野高山甲108番地				
"	得 居	文 雄	松山市常保免甲99番地 1				
"	重松	正憲	松山市本谷甲405番地				
監事	忽那	祐 三	松山市浅海原甲476番地				
"	渡部	恒 夫	松山市儀式甲529番地				
"	重松	孝男	松山市夏目甲411番地 2				

退任

役員の種類	氏 名		住	所
理事	渡部	正幸	松山市才之原甲232番地	
"	原田	裕三	松山市浅海原甲620番地	
"	野村	宜昭	松山市善応寺甲505番地	

"	村	上	光	夫	松山市中西外387番地
"	田	中	秀	則	松山市萩原甲208番地
"	白	石	_	成	松山市浅海本谷甲399番地
"	渡	部	宗	良	松山市浅海原甲908番地 2
"	長	野	佳	彦	松山市大浦723番地
"	山	本	佳	夫	松山市才之原甲223番地
"	徳	永	武	Ξ	松山市猿川甲592番地
"	別	府	忠	雄	松山市高田甲99番地
"	森		幹	治	松山市八反地甲678番地
"	猪	木		優	松山市佐古甲251番地
"	竹	内	義	雄	松山市河野高山甲232番地 1
"	西	村		泉	松山市本谷甲333番地
監事	森	畄		功	松山市立岩中村甲163番地
"	横	Щ	勝え	と進	松山市浅海本谷甲354番地 5
"	重	松	孝	男	松山市夏目甲411番地 2

○愛媛県告示第339号

東温市から協議のあった市営土地改良事業(ほ場整備事業・牛渕地区)の施行は、適当と認められるので、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成23年法律第105号)附則第33条の規定によりなお従前の例によることとされる同法第59条の規定による改正前の土地改良法(昭和24年法律第195号)第96条の2第5項において準用する同法第8条第6項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成24年 3 月16日

愛媛県中予地方局長 岡 本 靖

- 1 縦覧に供すべき書類の名称
- (1) 市営土地改良事業(ほ場整備事業・牛渕地区)計画書の写し
- (2) 東温市農地、農業用施設災害復旧事業及び土地改良事業分担 金徴収条例の写し
- 2 縦覧期間平成24年3月19日から4月16日まで
- 3 縦覧場所 東温市役所本庁

○愛媛県告示第340号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。 平成24年3月16日

愛媛県中予地方局長 岡 本 靖

検 査 済 証 の 番 号 及 び 交 付 年 月 日	工 事 を 完 了 し た 開 発 区 域 又 は 工 区 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称	開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名		
23中局建(開)第61号		伊予郡砥部町重光172番地 1		
平成24年3月6日	伊予市上三谷字勘治郎替地甲2255番 2	クレストール ナナB101号 楠 本 公 俊		

○愛媛県告示第341号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。 平成24年3月16日

愛媛県中予地方局長 岡 本 靖

検 査 済 証 の 番 号 及 び 交 付 年 月 日	工 事 を 完 了 し た 開 発 区 域 又 は 工 区 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称	開発許可を受けた者の住所及び氏名		
23中局建(開)第62号 平成24年3月7日	伊予郡松前町大字東古泉字恵竃453番 6	松山市道後姫塚12番地 5 ライオンズマンション道後姫塚 II 202号 堀 内 晋 平 堀 内 麻 里		

○愛媛県告示第342号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。 その関係図面は、南予地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。 平成24年3月16日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	区間	旧・新別	敷 地 の幅 員	延長	備考
一般国道	380号	喜多郡内子町小田640番 1 から 同町小田641番 5 まで	IΒ	メートル 5 3~22 6	キロメートル 0.126	
			新	6 6~35 D	0 .126	
ıı .	"	喜多郡内子町本川1927番6から 同町日野川7番1まで	旧	7 0~28 8	0 .182	
			新	8 4~43 3	0 .180	
"	"	喜多郡内子町日野川23番 2 から 同町日野川1610番 1 地先まで	旧	5 9~11 4	0 .179	
	.,		新	7 5~15 9	0 .181	

平成24年 3 月16日 発行 208